

広告

△固定資産税▽

一定の要件に該当する新築住宅に対する減額措置の適用期限を、平成28年3月31日(木)まで延長します。

△軽自動車税▽

来年度4月1日(水)以降に新車登録する四輪車などの税率と来年度以降の原動機付自転車や二輪車などの税率を引き上げます。

△税制課(21)2282、HP

△認定長期優良住宅の固定資産税を減額▽

長期優良住宅の認定を受けた新築住宅の固定資産税は、翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間)減額されます。新築した翌年の2月2日までに必要書類を添付し、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

△市税事務所(下表)の固定資産税課

△耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額▽

定資産税を減額▽

昭和57年1月1日以前に建てた住宅で、50万円を超える耐震改修工事を行い、一定の要件を満たす場合は、翌年度の固定資産税が減額されます。工事完了後3カ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

市税事務所(左表)の固定資産税課

■市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		納税課	市民税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3914	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3913	207-3914	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3914	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3913	824-3914	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3914	618-3918

国民年金



7月31日(木)は
固定資産税・
都市計画税
(第2期分)の
納期限です

納税に関する
ご相談は
市税事務所
納税課(左上表)へ

△保険料免除のご相談を▽

第1号被保険者で、保険料の納付が困難な方には、一定の要件を満たす場合、申請により保険料の全額または一部が免除となる制度があります。20代の方には、申請し承認されると納付が猶予される、若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。

持参するもの(年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、印鑑(シャチハタ不可)、前年の所得を証明するもの(控除額

の記載されたもの)、離職した方は離職票か雇用保険受給資格者証。
△国民健康保険
△国民健康保険
△国民健康保険
△国民健康保険

△保険料が決まりました▽

■26年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の25年間の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×8.83%	④各加入者の25年間の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.77%	⑦40歳～64歳の各加入者の25年間の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×3.32%
均等割額(人数割額)	②16,710円×加入者数	⑤5,250円×加入者数	⑧6,680円×(40歳～64歳の加入者数)
平等割額(世帯割額)	③1世帯当たり32,140円	⑥1世帯当たり10,090円	⑨1世帯当たり9,840円
最高限度額	⑩51万円	⑪16万円	⑫14万円

1年間の保険料は右表の①⑨の合計となり、最高限度額は⑩⑪⑫となりました。なお、一定の所得以下の世帯は、均等割額と平等割額が

帯は、均等割額と平等割額が減額となる場合があります。

△高齢受給者証の送付▽

国保に加入している昭和14年8月2日～19年8月1日生まれの方には、8月1日(金)から使用する高齢受給者証を、7月下旬に送付します。

昭和19年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)に送付します。

△高額療養費限度額適用認定証などの交付▽

病院などの窓口で支払う医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、食事代の減額認定を兼ねた認定証)を交付します。保険証を区役所保険年金課に持参して申請してください。

△国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方、70歳以上の住民税非課税世帯の方。
△区役所(1階)の保険年金課